

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 7 号

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年川崎市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項第６号及び第２３条第１項第６号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。